

2019年市議会9月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第18号](#) 核兵器禁止条約に署名・批准し、核兵器廃絶に向けて取り組むことを求める意見書
- [意見書（案）第19号](#) 農業を本格的に立て直し、食料自給率の引き上げを求める意見書
- [意見書（案）第20号](#) 国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）の廃止を求める意見書
- [意見書（案）第21号](#) 日韓関係改善のための対話継続を求める意見書
- [意見書（案）第22号](#) 東京パラリンピックを契機にインクルーシブな社会の実現を求める意見書
- [意見書（案）第23号](#) 高齢者に対する安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
- [意見書（案）第24号](#) 東京パラリンピック競技大会を契機として、積極的な共生社会の取り組みを求める意見書

核兵器禁止条約に署名・批准し、核兵器廃絶に向けて取り組むことを求める意見書（案）

【共産党提案】

2017年7月7日、国連総会本会議で、核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成で採択され、核兵器のない世界への歴史的な一歩を踏み出した。この条約は50カ国の批准により発効となるが、2019年8月29日現在、条約署名国は70カ国、条約批准国は26カ国に達し、その発効に向け大きく前進しつつある。

この核兵器禁止条約は、前文で核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らして、その違法性が明確に述べられるとともに、被爆国、被害者の切望に応えるものとなっており、また、第1条では、核兵器の開発、移譲、威嚇を含めた使用などが禁止されている。さらに、第4条では、核兵器保有国や核の傘のもとにいる国々が参加することによる核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明確にされており、核兵器の廃絶に向けてこの条約の早急な発効が望まれるところである。

2017年のノーベル平和賞を核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）が受賞したことは、世界の世論が一刻も早い同条約の発効を期待しているあらわれである。ICANのベアトリス・フィン事務局長は「日本は唯一の戦争被爆国として禁止条約に参加することで、世界の核軍縮のリーダーとなり得る」と日本政府に対する期待を述べている。

北朝鮮の核開発をめぐる国民の懸念が増大している一方、非核化交渉進展に向けた新たな動きが見られる今こそ、政府には、核兵器のない世界を目指すリーダーシップが求められている。政府の「核兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡し役を務める」と自ら明言したとおりの積極的な行動が必要である。

よって、国及び政府においては、唯一の戦争被爆国として、一刻も早く核兵器禁止条約に署名、批准することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

農業を本格的に立て直し、食料自給率の引き上げを求める意見書（案）

【共産党提案】

農林水産省が公表した 2018 年度の食料自給率は、カロリーベースで 37%と過去最低となった。世界の食料需給が中長期的に逼迫することも懸念される中、食料の 6 割以上を他国に依存していることは大きな問題であり、低い自給率をさらに下げることが、国民生活の基盤を揺るがすものである。

農林水産省は、2018 年度の食料自給率低下の主な要因として、天候不順による小麦と大豆の生産減少などを挙げているが、実際には気象の影響だけではなく、国産が大半を占める米の消費減少に加え、農業の生産基盤の弱体化がいよいよあらわになってきた結果であると考えられる。

とりわけ深刻なのは、農業の担い手の高齢化と急速な減少であり、ここ 10 年間で農業経営体は 32%減少し、その減少速度は速まっている。基幹農業従事者は、2010 年の 205 万人から 2019 年には 140 万人へと減少しただけでなく、そのうち 42%が 70 歳以上となっており、このままでは近い将来、農業者が大きく減少してしまうことは避けられない。また、農業者の減少に伴い、耕作放棄地も年々増加しており、いまや全耕作地面積の約 1 割に達している。

こうした状況の背景には、アメリカや財界の言いなりに、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の締結を強行し、日本・EU 経済連携協定（EPA）と合わせて畜産物などの輸入拡大に道を開いてきたことがある。食料供給を外国に委ね、農産物の輸入自由化と農業の切り捨てを続けて農業経営を成り立たなくしてしまったことにより、若者が安心して農業に就ける条件が大きく損なわれてきたのである。

また、大規模化や競争力の強化一辺倒の農政が中小農家の離農を加速させ中山間地域の農地を荒廃させるなど、生産基盤の弱体化を加速させている。この上、日米貿易協定を締結すれば、日本の農業を丸ごと売り渡すことになり、日本の食料自給の土台が決定的に壊されることになりかねない。

中長期的な世界の食料需給が安定しているとは言えない中、食料自給率の回復・向上に本格的に踏み出すことは我が国にとって喫緊の課題である。そのためには、輸入自由化路線をやめ、国内農業の増産を可能にする貿易ルールを確立し、食料主権を回復することが重要であり、同時に国土条件をフルに生かした農林漁業の多面的な発展、価格保障や所得補償などによる農業経営条件の抜本的な改善、若者が安心して就農できる条件の整備などで、大小多様な経営を成り立たせ、農業の多様な担い手を大幅に増やすことなどに取り組まなければならない。

よって、国及び政府においては、農政の流れを根本から転換し、農業を本格的に立て直し、食料自給率を引き上げるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

国民健康保険の子どもに係る均等割保険料（税）の廃止を求める意見書（案）

【共産党提案】

国民健康保険は、市町村を単位とする公的医療保険制度として、会社員等が加入する被用者保険とともに、国民皆保険制度を支えるかなめの役割を 60 年近く果たしてきた。そして現在、国民の 4 人に 1 人が加入し、国民皆保険の医療制度の重要な柱になっている。

しかしながら、国民健康保険料（税）の滞納世帯が全加入者の 15%を超えるなど、国民健康保険料（税）の重い負担に加入者が悲鳴を上げている。

国民健康保険の加入者は全国で約 3,500 万人であり、その構成比率は、かつては 7 割が農林水産業と自営業従事者であったが、現在は、43%が年金生活者などの無職、34%が非正規雇用などの被用者保険に加入していない被用者で、合わせて 8 割近くとなっており、加入者の大半が低所得者であり、今後ますます加入者への負担が大きくなる可能性が高い。

このように国民健康保険加入者の状況が変化する中、現在特に大きな負担となっているのは、国民健康保険料（税）の均等割保険料（税）である。会社員等が加入する被用者保険においては、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子どもの人数がふえても保険料は変わらない。しかし、国民健康保険では、世帯内の全ての加入者数に応じて均等割保険料（税）が賦課されるため、とりわけ子育て世帯では子どもの人数に応じて保険料（税）の負担が増加することになる。そもそも、子育て世帯はさまざまな要因で経済的な負担が大きく、これ以上の負担を強いるべきではない。

こうした現状に鑑みれば、国民健康保険と被用者保険との医療保険制度間の公平性を図り、特に子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが必要である。

よって、国及び政府においては、速やかに国民健康保険における子どもに係る均等割保険料（税）を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

日韓関係改善のための対話継続を求める意見書（案）

【共産党提案】

日韓関係が戦後最悪の状況となり、両国の国民生活に及ぼすさまざまな影響が深刻化している。

発端は、2018年10月に韓国の最高裁判所にあたる大法院が日本企業に対する元徴用工の賠償請求を認め損害賠償を命じた判決を出したことに對し、日本政府が1965年の日韓基本条約で解決済みだとして非難したこと、また、2019年7月1日にIT機器製造に必要な化学製品3品目の韓国向けの輸出管理の運用を見直し、7月24日に貿易管理上の優遇対象国から韓国を除外する閣議決定を行ったことである。

徴用工問題とは、日本の植民地となっていた朝鮮半島から、戦争中に日本本土の労働力を補うために強制的に動員され、過酷な労働を強いられ、まともな賃金が支払われなかったことに對して、謝罪と賠償を求めて韓国国内で裁判を起こしているものである。日本政府が政治的紛争である徴用工問題の解決の手段として、貿易問題を絡めたことは、政経分離に反し、結果として報復の連鎖を生んでいる。

日本政府は「国と国との約束を守らない韓国」と非難しているが、日韓基本条約と同時に結ばれた日韓請求権協定により、政府間の請求権が消滅しても個人の請求権が消滅していないことは、日韓両政府も確認している。中国人労働者の強制連行にかかわっては鹿島建設株式会社、西松建設株式会社、三菱マテリアル株式会社などで和解が成立し、謝罪と賠償金の支払いが行われている。日本政府は、個人請求権は消滅していないという基本点に立ち返り、被害者の人権侵害に対する訴えや、名誉回復を求める声に耳を傾け、解決のために対話の努力を重ねるべきである。

韓国側は、2019年7月に特使が2回、8月には駐日韓国大使や日本を訪問した韓国高官が日本政府と接触を図ったが、日本側は何の反応もみせず対話は実現していないと明言している。しかし、2019年8月21日に行われた日韓外相会談では意思疎通の継続で一致し、河野外相は8月22日の記者会見で「外交当局はどのような状況にあっても、両国関係をマネージするための対話を積み重ねていく必要がある」と明言している。

よって、国及び政府においては、日韓双方がこうした立場を堅持し、歴史認識の視点に立った対話を継続し、両国国民が以前のように活発な交流、訪問が続けられ、両国の国民生活に悪影響を及ぼすことのないよう、関係改善のための取り組み等について努力されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

東京パラリンピックを契機にインクルーシブな社会の実現を求める意見書（案）

【共産党提案】

障害を理由とする差別をなくすことを世界のルールにした障害者権利条約を日本政府が批准して5年が経過する中、2020年には東京パラリンピックが開催される。2019年7月の参議院議員通常選挙において重度障害者が国会議員として当選するなど、社会的に障害児・者への関心が広がり、差別や偏見の解消に向けた期待が大きくなっている現在、東京パラリンピックを契機に障害児・者への理解を深め広げる取り組みを実施することが必要である。

2015年に閣議決定された2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針では、「パラリンピックをオリンピックと一体的に運営することを通じて障害者の社会参加の拡大を図る」、また「大会を弾みとしてスポーツ・運動による健康増進、受動喫煙防止、公共施設等のユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーによる共生社会の実現を通じて、障害者・高齢者の活躍の機会を増やす」としている。

障害者への差別をなくし、尊厳を守ることが国際的な大きな流れになっていることから、東京パラリンピックが障害者スポーツの発展と真の共生社会の実現に大きな道を開くことが求められる。そのためにも一過性の盛り上がり終わることなく、東京パラリンピックを、社会全体で障害者への差別や虐待を許さず、障害者の人権を保障するための国内の障害児・者関連法制を障害者権利条約の批准国としてふさわしい水準に引き上げる契機とすべきである。

よって、国及び政府においては、障害者権利条約の理念を地域の隅々にまで広げ、誰もが安心して生活できるよう、東京パラリンピックを契機にインクルーシブ（排除しない）な社会を実現する取り組みを強化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高齢者に対する安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書（案）

【公明提案】

2019年4月に東京都豊島区東池袋で起きた87歳の高齢者が運転する自動車の暴走事故は記憶に新しいところである。幼い子どもとその母親が亡くなった痛ましい事故であったが、この事故以降も高齢運転者による交通事故は後を絶たない。

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、その一方で75歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純な操作ミスによる事故も目立つところである。

国は、2017年施行の改正道路交通法で、75歳以上の運転免許証保持者に対し、交通違反時や運転免許証更新時の認知機能検査を義務づけたが、警察庁は2018年末で563万人であった75歳以上の運転免許証保持者は、2022年には100万人増えて663万人になると推計しており、今や高齢運転者に対する安全運転支援の取り組みは喫緊の課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ生活の足として自動車が欠かせない高齢者も多いことを踏まえれば、安全運転支援の取り組みとあわせて、自主的に運転免許証を返納した場合などの地域における移動手段の確保にも取り組まなければならない。

よって、国及び政府においては、地方公共団体や民間事業者とも連携しながら、総合的な交通事故防止対策として、高齢運転者に対する安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した安全運転サポート車や後づけのペダル踏み間違い時加速抑制装置の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
2. 高齢運転者による交通事故を減らすため、安全運転サポート車に限定した運転免許証の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件つき運転免許証の導入を検討すること。
3. 運転免許証を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシーの導入など地域公共交通ネットワークのさらなる充実を図ること。また、地方公共団体などが行う、運転免許証の自主返納時におけるタクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

東京パラリンピック競技大会を契機として、積極的な共生社会の取り組みを求める 意見書（案）

【公明提案】

障害者権利条約を批准している我が国にとって、東京パラリンピック競技大会の開催は、障害者スポーツの普及とともに、インクルーシブ社会の実現に向けた各種施策をさらに推進する契機との期待が大きい。

これまで国においては、障害者関係団体などの要望を具現化するために、障害者に係る各種法律等を整備してきたところであり、その法律の趣旨に則った積極的な取り組みが望まれる。

共生社会の実現に向けて最も基本となる、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律にかかるさらなる取り組みはもとより、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえた障害者の文化・芸術活動の推進、改正障害者総合支援法による地域定着・自立のさらなる取り組み、障害福祉サービス等報酬改定を通じた障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児を含む障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上が望まれる。

あわせて、改正障害者雇用促進法の適切な施行や、障害者優先調達推進法の積極的な適用、農福連携の機運の醸成により、障害者が活躍できる場を拡大させることも重要である。

また、改正発達障害者支援法を踏まえた地域で安心して暮らすことができる支援では、精神障害のある人の地域移行を進める精神保健医療福祉施策の見直しや地域包括ケアシステム構築も推進すべきである。

今後は、成年後見制度の活用促進、手話等のコミュニケーション支援に向けたさらなる法整備等の検討、新しい政策パッケージに基づく障害福祉関連事業従事者の処遇改善と人材の確保、依存症対策のさらなる推進・強化をしていく必要がある。

よって、国及び政府においては、2015年に閣議決定された2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針に基づき、東京パラリンピック競技大会を契機として、障害のある誰もが安心して地域で自分らしく暮らしながら、自立と社会参加ができる共生社会の実現に向け、各種施策の積極的な取り組みを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。